

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について（生徒用）

- 4月17日に長崎県教育委員会が公立学校に対し「原則として、4月22日（水）から5月6日（水）まで臨時休業とし、ただし、休業中の学習や生活に関する指導がなされ準備が整った学校においては4月21日（火）から臨時休業とすることを可とする。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための臨時休業措置であるため、生活の維持を除き外出を避け、基本的に自宅で過ごすこと。そのため、部活動についても4月18日（土）～5月6日（水）まで校内外を問わず実施しないこと。」旨が決定しました。
- 小浜高校は、以下の期間を臨時休業とします。
明日4月21日（火）から5月6日（水）
- 臨時休業中は、家庭学習日となります。本日、指示や配布された課題等を行い家庭学習に努めてください。課題等は学習の評価につながりません。
- 臨時休業中は、休日ではありません。遊びに行く、旅行、アルバイト等は厳禁です。学校の日課に合わせて学習を行い、規則正しい生活を送ってください。
- 緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、生活の維持に必要な場合（医療機関への通院、生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩等）を除き外出を避け、基本的に自宅で過ごしてください。
- また、時間を持て余すからといってゲームやスマホを長時間使用しないこと。長時間で毎日の使用は依存症になる可能性が高くなり、全国に悩み苦しんでいる人が多くいます。自分に厳しく。
- 臨時休業中に担任が、健康状態確認や課題達成状況等で電話連絡を行います。必ず連絡が取れるようにしてください。

- 祝日やゴールデンウィーク（5月2日～5月6日）中も、同様に今説明した臨時休業中と同じ感染症対策の生活・行動となります。行動の自粛をお願いします。
- 部活動も、4月18日（土）からゴールデンウィーク最後の5月6日（水）まで実施できません。
- 臨時休業中も、朝、検温を行い、体調を健康観察記録表に書きとめ、体調管理に努めてください。もし、4日以上の発熱や呼吸器症状（ひどい咳）等がある場合は、最寄りの各保健所に連絡し、受診の相談等必要な指示を仰ぐとともに、速やかに学校に連絡してください。
- 予定では、授業再開日は5月7日（木）です。通常登校になりますので、8：40までに入室してください。しかし、予定が変更になる場合も考えられます。変更等の連絡は学校のホームページを確認してください。
- 健康管理に気を配り、食事、睡眠をしっかりとること。手洗いの励行、うがい等の感染予防に努めてください。
- 新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、速やかに学校へご報告をしてください。
- 今後の学校活動に関する連絡やお知らせは、本校のホームページを通じて行いますので、定期的に確認してください。
- 先生方は、臨時休業中（平日）通常の出勤をしています。何か心配なことや相談したいことがあれば、遠慮なく学校へ連絡してください。
- 明日からの臨時休業を最大限に活用して、今までの復習、苦手な教科の克服や自分の進路について考え、有意義な時間にしていきましょう。また、積極的に家庭で手伝いを行い、大人としての振る舞いをしましょう。